

札幌市食育推進会議について

1 概要

(1) 札幌市食育推進会議の設置について

「札幌市食育推進会議条例」（別紙 2）第 1 条に、食育基本法第 33 条第 1 項の規定に基づき、札幌市食育推進会議（以下「会議」という。）を置くことが示されています。第 2 条では、会議の役割として、食育推進計画の作成とその実施を推進すること、また、食育の推進に関して、重要事項の審議と施策の実施を推進することとしています。

なお、現在の第 4 次札幌市食育推進計画は、令和 5 年度から令和 9 年度の 5 か年計画となっております。

(2) 札幌市食育推進会議委員の任期について

「札幌市食育推進会議条例」（別紙 2）第 4 条第 1 項の規定により 2 年と定めています。委員の皆様におかれましては、先に送付しました委嘱状のとおり、今任期は令和 5 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までとなっておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。